

小牧市施設予約システム構築業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

〔令和3年10月1日
3小文ス第1074-2号〕

(設置)

第1条 小牧市施設予約システム構築業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、小牧市施設予約システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 技術提案書の評価基準の設定に関すること。
- (2) 技術提案書の審査及び内容の聴取等により最適な提案をする者及び次点者1者を選定し、その結果を市長に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市長公室次長
- (2) 健康生きがい支え合い推進部次長
- (3) 行政改革課長
- (4) 文化・スポーツ課主幹
- (5) 東部市民センター所長
- (6) こども政策課長
- (7) 商工振興課商工労政係長
- (8) 支え合い協働推進課地域支え合い係長
- (9) 多世代交流プラザ事業推進係長
- (10) みどり公園課花と緑推進係長

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は健康生きがい支え合い推進部次長をもって充て、副委員長は市長公室次長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員は、前条第2号に規定する選定の結果を市長に報告した後に、解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、災害その他やむを得ない事情により会議を開くことが困難であると委員長が認めるときは、委員の過半数の書面による審議をもって会議の開催に代えることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の規定は、第2項ただし書の規定による書面による審議について準用する。この場合において、前項中「出席した」とあるのは、「書面による回答をした」と読み替えるものとする。

5 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化・スポーツ課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。